

2020年5月12日 全7頁

# 企業の再生支援を後押しする 金融検査マニュアルの廃止

## ポストコロナの借入環境を見据える

金融調査部 研究員 坂口純也

### [要約]

- 2019年12月、これまで金融機関の貸出債権の査定や引当の方法を規定してきた金融検査マニュアルが廃止された。以降、金融機関はそれぞれの経営理念・戦略を反映させた引当判断を行うことが可能となっている。足元では新型コロナウイルスの感染拡大への対応で、目立った変化は見られていないものの、危機対応が一服すれば徐々に金融機関独自の債務者の区分や引当の判断が行われるようになるとみられる。
- 金融検査マニュアルの廃止後の対応として、当局は各金融機関の特性を踏まえた引当判断を尊重して検査を行うとしており、実績値だけではない幅広い情報を踏まえた引当判断や貸出先との関係性を加味した引当判断の例をディスカッション・ペーパーで挙げている。
- こうした変化は特に新型コロナウイルス感染拡大の影響で財務状況が悪化した企業の再生支援に影響を及ぼすと考えられる。企業が実績の財務状況にとどまらず、経営の方向性や事業の見通しなどを積極的に金融機関と共有することで、金融機関の目利き力を引き出していくことが再建の手段になり得ると考えられる。

### 目次

1. コロナ対応の陰に隠れる重要な変化.....	2
2. 金融検査マニュアルの下での金融機関の引当方法.....	2
3. 金融検査マニュアルの廃止と廃止後の方向性.....	4
4. 企業にとってのインプリケーション.....	6
参考文献.....	7

## 1. コロナ対応の陰に隠れる重要な変化

新型コロナウイルスの感染拡大の影響で企業の資金繰りが悪化する中、信用保証協会による緊急保証や政策金融機関による緊急融資・利子補給、日本銀行による民間金融機関へのゼロ金利での資金の貸付や社債・CPの買入れ、民間金融機関による実質無利子・無担保融資など様々な政策が打たれている。

こうした短期的な政策が注目されがちではあるが、金融検査マニュアルの廃止（2019年12月）という構造的ともいえる変化も今後の企業金融を考える上で見逃せない。金融検査マニュアルは、金融機関の貸出債権の査定や引当の方法を規定したもので、金融機関の貸出行動に大きく影響を与えるものであった。金融庁は、金融検査マニュアル廃止後の対応として各金融機関の個性や特性を基礎にして貸出先についての幅広い情報や将来動向に関する見通しを織り込んだ査定や引当の方法を提示している。こうした変化が金融機関の貸出行動を変化させ、企業の借入に影響を及ぼす可能性がある。

目下の混乱の下では金融機関にとっても企業にとっても短期の資金繰り対応が関心の焦点だろう。しかし、混乱が収束し、金融環境や各種の政策対応が正常化に向かったポストコロナの時期において、金融検査マニュアル廃止の影響が金融機関による貸出しや再生支援において顕在化してくると考えられる。特に再生支援に関しては、コロナウイルスの影響で財務が悪化する企業が生じると考えられるだけに注目に値する。

こうした問題意識のもと、本稿では金融検査マニュアルの廃止が企業の借入にもたらす影響を考察する。具体的には、2. で金融検査マニュアルに基づいた金融機関の債務者区分や引当の計上方法について概観し、3. では金融検査マニュアルが廃止された背景と、廃止後の対応として例示されている点を整理する。4. ではこうした変化の企業にとってのインプリケーションをまとめる。

## 2. 金融検査マニュアルの下での金融機関の引当方法

議論の前提として、貸倒引当金の計上方法を概観する。ここでは従来の金融検査マニュアルに則った方法について説明するため、将来的には異なったものになる可能性がある点には注意が必要である。

金融機関は貸出金が将来返済されないときの備えとして貸倒引当金をバランスシートの資産の部にマイナスの項目として計上する。毎期の貸倒引当金の積み立ては、貸倒引当金繰入額として損益計算書で費用として計上される。そのため貸倒引当金の増加は利益の下押し要因となる。

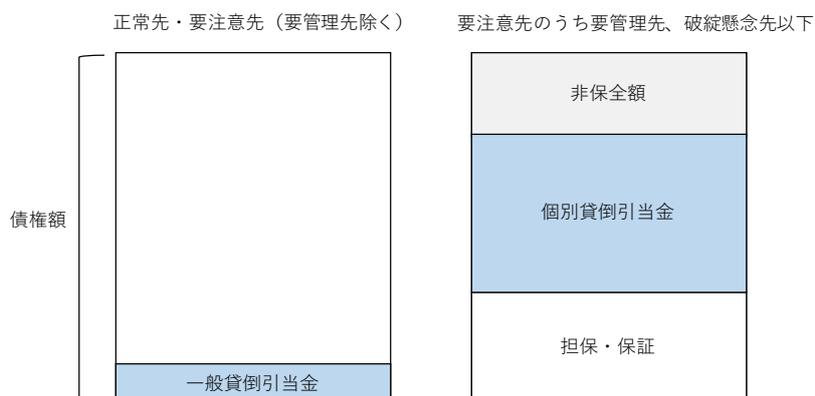
貸倒引当金は貸出債権の債務者区分によって引当の方法や積み立てる金額が異なる（図表1）。金融機関は、債務者（つまり貸出先）を債務者の財務内容や返済能力、債務の履行状況などの信用力に応じて区分する。財務内容が良好で特段の問題がない債務者は正常先として区分され、

元本返済や利息の事実上の延滞があったり、貸出条件の緩和が行われたりした債務者は要注意先として区分される。これらの債務者に対する引当金は個別の債権を特定することなく、過去数年間の貸倒や倒産の確率（実績値）をもとに予想損失額を求めて一般貸倒引当金を計上する。これは災害などの突発的なリスクによる貸出先企業の倒産等に備えるためである。

他方で、経営難で貸出金の回収に懸念があったり、先行き経営破綻に陥る可能性が大きいとみられたりする債務者は破綻懸念先、再建の見通しが無いなど実質的に経営破綻に陥っている債務者は実質破綻先、法的に経営破綻している債務者は破綻先に区分される。こうした債務者に対する債権はいわゆる不良債権に該当し、金融機関は個別の債務者ごとに債権額を把握した上で、担保・保証による回収見込み額を債権額から控除し、個別貸倒引当金を計上する。そのため、担保・保証で回収できる額が大きければその分引当金は少なく済む。また、債務者区分が低い（悪い）ほど、債権額から担保・保証による回収見込み額を控除した金額に対して引当金を多く計上する必要がある。

このように金融検査マニュアルにおいては、債務者区分と引当金の見積りが結びついていた。結果として、債務者区分が下がった企業に対しては追加の担保や保証の徴求が行われたり、低い債務者区分の企業に対しての追加融資が行われにくかったりするという構図があった。

**図表 1 貸倒引当金計上のイメージ（自己査定 of 債務者区分ベース）**



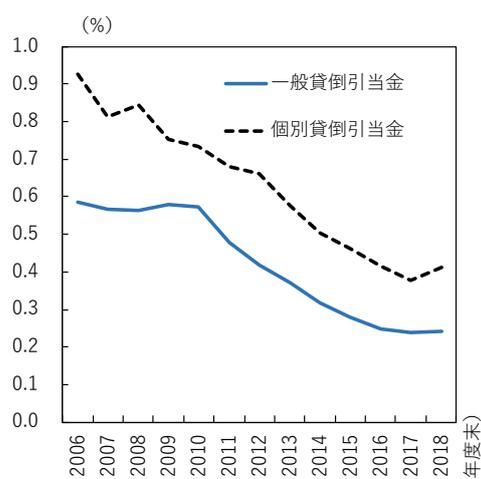
（注1）図の大きさはイメージであり、実際の割合を意味しない。

（注2）要管理先に対しては一般貸倒引当金も計上される。

（出所）各行資料を参考に大和総研作成

これまでの引当金を含む与信関係費用の実際の推移を、地域銀行を例に確認しておこう。バランスシート上の引当金を貸出金残高比でみた推移は（図表 2）、一般貸倒引当金残高、個別貸倒引当金残高の比率とも長期的には低下傾向にある。これは景気の回復を受けた倒産の減少などを反映している。一方で毎期に損益計算書にて計上する与信関連費用の比率（貸出金対比）を確認すると（図表 3）、リーマン・ショックの影響を受けた 2008 年度に大幅に上昇していることが指摘できる。これは企業の倒産や業況の悪化を反映したものとみられる。以降は低い水準で推移している。なお、2018 年度の貸倒引当金繰入額の比率が大きく上昇しているのは、個別行の要因によるところが大きい。

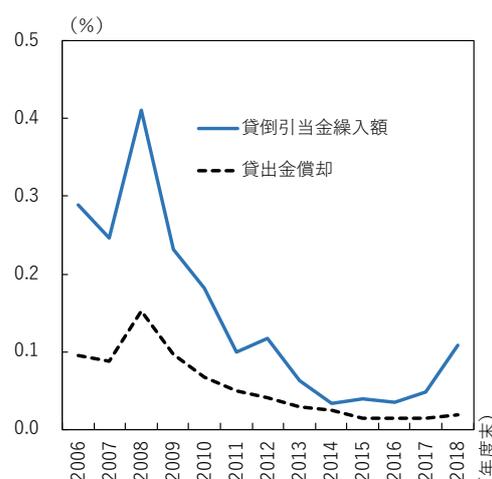
図表 2 地域銀行の貸倒引当金比率



(注) 貸出金残高（末残高）に対する比率。

(出所) 一般社団法人全国銀行協会より大和総研作成

図表 3 地域銀行の与信関連費用比率



(注) 貸出金残高（末残高）に対する比率。

(出所) 一般社団法人全国銀行協会より大和総研作成

### 3. 金融検査マニュアルの廃止と廃止後の方向性

こうした貸倒引当金を計上する実務を規定してきた金融検査マニュアルは2019年12月18日をもって廃止された。背景には、従来の金融検査マニュアルに基づいた当局の検査が画一的で担保・保証に過度に依存した貸出が行われるようになったこと、過去の実績値を重視するあまり、将来の信用リスクを引当に適切に反映できていなかったことなどがある（藤野（2019））。

金融検査マニュアル廃止後の検査・監督の方針については「検査マニュアル廃止後の融資に関する検査・監督の考え方と進め方」というディスカッション・ペーパー（以下、DP とする）で示されている（金融庁（2019））。廃止後の方針の根幹には、「各金融機関の個性・特性や実態の正確な把握」（p. 5）を通じて各行の健全性を評価していくという姿勢がある。具体的には、従来の債務者区分に依拠した画一的な引当ではなく、個々の金融機関が掲げる経営理念や融資方針を反映した引当の判断を尊重するとしている。つまり、各金融機関の信用リスクの認識（＝引当金の見積り）を、従来のようなマニュアルベースで判断するのではなく、金融機関の目指す方向性との見合いで評価していくことであるといえる。

これらによって期待されているのは、企業の実績の財務内容や担保・保証の存在といった形式に留まらず、金融機関が認識する貸出先企業のリスクや将来のキャッシュフローの見通しといった実態に基づいた判断を行うことである。こうした金融検査マニュアルと DP の方向性の違いは図表 4 のように要約できる。なお、DP は廃止以前の実務を否定するものではなく、新たな取り組みは 2. で確認したような従来の方法を出発点とすることを想定しているとしている<sup>1</sup>。

<sup>1</sup> 金融機関も当面は従来の方法を踏襲するとみられる。例えば、4月に IR イベントを開催した大手地銀は、クレジットコストの増加見通しについて問われた際の回答の中で、「引当については、基本的には金融検査マニュアルの実務に沿った形で対応していく方針。透明性のある引当処理が重要であり、大幅な変更は現時点では考えていない。」（千葉銀行 IR 資料より）と述べている。

図表 4 金融検査マニュアル廃止前後の当局・金融機関の対応

項目	金融検査マニュアル体制下	検査マニュアル廃止後の方向性
債務者区分・引当の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 金融検査マニュアルの規定</li> <li>● 企業の形式的な財務状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 金融機関の経営理念・戦略</li> <li>● 企業の実態的な返済可能性</li> </ul>
検査の着眼点	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 実績値に基づく債務者区分の適切性</li> <li>● 債務者区分に基づく引当判断の適切性</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 将来のリスクの引当への反映</li> <li>● 経営理念・戦略と引当判断の対応</li> <li>● 企業との関係性</li> </ul>
金融機関の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 担保・保証への依存</li> <li>● 過去の実績を延長した引当の見積り</li> <li>● 再生支援のための追加融資の抑制</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業の理解・目利きの発揮</li> <li>● 幅広い情報の反映</li> <li>● 継続的な再生支援</li> </ul>

(出所) 金融庁「検査マニュアル廃止後の融資に関する検査・監督の考え方と進め方」(2019年12月)より大和総研作成

DP では金融検査マニュアルの廃止後の対応として、一般貸倒引当金・個別貸倒引当金の別に引当金の計上方法の例が挙げられている。以下ではこうして挙げられている例と、今後の貸倒引当金の引当方法について想定される方向性を整理する。

一般貸倒引当金については大きく 3 つのポイントが挙げられている。すなわち、①債権のグループ化、②過去の実績に限られない幅広い情報の織り込み、③突発的なイベントの反映、である。これらの例に通底する問題意識は、貸出先についての幅広くかつ将来を見通す情報を引当に反映させることにある。

①について詳述すると、DP は他の債権とは異なるリスク特性を持つ債権（業種や地域など）をグルーピングして別途引当額を見積もることを挙げている。②については、個社に帰属しない足元の情報や将来予測情報など、より幅広い情報から信用リスクを認識することを挙げている。DP では例として、漁業者への貸出について魚種別の漁獲量を指標として損益への影響を見積もり、別途グルーピングして引当率を適用することを挙げている。③は、貸出先の信用状況に大きな影響を与える突発的なイベント（災害や規制の導入）について、過去の類似のイベント時の貸倒率を参照することを挙げている。背景には、そうした突発的なイベントの影響が企業の損益に反映されるまで、さらにそれが金融機関の貸倒引当金に反映されるまでタイムラグがあるという問題意識がある。大手地銀の中には、2020年1-3月期の決算予想においてコロナウイルスによる影響を踏まえて引当金を計上した銀行もあり、こうした論点を踏まえた対応とみられる。

個別貸倒引当金に関しても同様にいくつかの例が挙げられており、企業の再生について特に影響があると考えられる。金融検査マニュアルに基づく従来の検査では、貸出先の現状の財務状況と債務者区分の整合性を当局が指摘するという形で行われ、たとえ金融機関が貸出先企業の将来の返済可能性を根拠に再生支援に取り組んでいても、貸出先が債務超過に陥っているという形式的な事実を検査で指摘され、追加融資を控えざるを得なくなることがあったことが述べられている。

こうした問題意識に対応する形でDPでは金融機関の再生支援体制と貸出先企業との関係性次第で柔軟な対応を許容するような記述が見られる。すなわち、金融機関が再生支援を方針として再生支援体制を整え、その上での貸出先の事業継続可能性を踏まえて債務者区分や引当金の見積りを行うことが例示されている。その際、貸出先との関係性も考慮に入れることが例示されており、自行が貸出先のメイン行で支援の有無によって事業継続性が左右される場合は貸出先の事業継続に懸念は少ないとして引当を見積もることが挙げられている。反対に、情報量が少なく貸出先の事業継続可能性への影響力が小さい非メイン行の場合は、事業継続に懸念があることを前提とした引当を行うとされている。つまり、金融機関の再生支援により返済の可能性が見込まれる場合、引当金の見積りを従来よりも抑えることができる可能性がある。貸出先企業の再生にあたって従来よりも引当金を低く抑えられるとすると、金融機関が余力を持って企業の再生支援に取り組めると期待できる。

以上をまとめると、従来の実績値に基づく債務者区分とそれに応じた引当という方法から、債務者区分を絶対的な基準とせず、個々の金融機関が貸出先企業の実態に基づいてリスクの認識を行うことが検査において許容されていくことがDPで示されているといえる。こうした対応からは、形式的な債務者区分に依存した担保や保証の徴求や再生支援の断絶が解消されることが期待される。

#### 4. 企業にとってのインプリケーション

こうして示されている方向性は、企業にとってどのようなインプリケーションを持つだろうか。DPの記述を見る限り、金融機関が新たに独自の引当判断を行うに際しては、貸出先企業についての直接的・間接的な幅広い情報が主な根拠となるとみられる。これを踏まえると、企業としては自社の現状の財務状況のみを金融機関と共有するのではなく、将来の事業の見通しや経営の方向性など先行きに関する情報などを幅広く積極的に開示して金融機関とコミュニケーションを緊密に取ることがこれまでよりも重要になると考えられる。加えて、検査の着眼点が金融機関の特性に基づいたものになることから、取引先金融機関の経営理念・戦略や融資方針を把握して、自社に対する貸出への影響を考慮することも一層重要になるとみられる。

また、再生支援について示された方向性は、新型コロナウイルスの影響を受けて財務状況が大きく悪化した企業の支援に影響するものと考えられる。例えば売上の急激な減少を受けて、バランスシートが債務超過に陥る企業も少なくないだろう。従来であれば金融機関はそうした債務者の債務者区分を引下げ、個別貸倒引当金を繰り入れる必要があり、追加の融資などによる積極的な再生支援を行うのは難しかった。今後は企業が事業継続性を示し、金融機関側の再生支援体制が整えば、再建が見込まれる企業に対しては追加融資などによる積極的な再生支援に乗り出しやすくなる。金融機関が目利き力を発揮する余地が生まれたといえ、企業はこれを積極的に引き出していくことが再建の手段となり得ると考えられる。

## 参考文献

金融庁（2019）「検査マニュアル廃止後の融資に関する検査・監督の考え方と進め方」，ディスカッション・ペーパー，2019年12月

藤野大輝（2020）「[金融検査マニュアル廃止後の対応](#)」，大和総研レポート，2020年2月19日

以上